漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項に規定する小型機船底びき網漁業打瀬漁業しお打瀬網漁業漁業につき、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

# 熊本県知事 蒲島 郁夫

# 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記1のとおり	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>章北郡芦北町に住所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</li> </ol>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記2のとおり	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>上天草市大矢野町上に住 所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者</li> </ol>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記3のとおり	5月1日から 11月30日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>上天草市大矢野町湯島に 住所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者</li> </ol>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記4のとおり	3月15日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>天草市有明町大浦、須子、 赤崎に住所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者</li> </ol>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記5のとおり	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>天草市佐伊津町、旭町に住 所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者</li> </ol>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記6のとおり	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ol> <li>天草市五和町鬼池、御領に住所を有する者</li> <li>熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</li> </ol>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記7のとおり	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ul><li>1 天草市五和町二江に住所 を有する者</li><li>2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者</li></ul>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	別記8のとおり	2月1日から 5月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ul><li>1 天草郡苓北町に住所を有する者</li><li>2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</li></ul>
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 しお打瀬網 漁業	天共第7号共同漁 業権漁場内	2月1日から 12月31日まで	許可証に記載され ている総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	<ul><li>1 天草郡苓北町に住所を有する者</li><li>2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</li></ul>

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

#### 別記1

#### 操業区域

天草市有明町大浦恵比須鼻から、上天草市大矢野町湯島東端を見通した線と、天草市有明町大浦恵比須鼻から、長崎県南有馬町下潟を見通した線と によって囲まれた区域

# 別記2

#### 操業区域 (大矢野町上地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点1 上天草市大矢野町上と同町中との境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 15 号 (上天草市大矢野町黒島西端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 11 号(上天草市大矢野町羽干島北端)
- 基点4 上天草市大矢野町串北端
- ア 基点1から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上4,500メートルのところ
- イ 基点2と湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ339度、1,300メートルのところ
- ウ 基点3と湯島北端を見通した線から基点3を基点として右へ36度38分、1,000メートルのところ
- エ 基点4から長崎県堂崎を見通した線上1,900メートルのところ

# 別記3

# 操業区域

天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町湯島東端を見通した線以西の天共第2号共同漁業権漁場内

## 別記4

## 操業区域(上津浦地先)

次の基点1、ア、イ、基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号(天草市有明町(以下、「有明町」という)下津浦と有明町小島子との海岸線における漁業権の境界)

基点 2 熊本県漁場基点天第 104 号(有明町赤崎と有明町上津浦との海岸線における漁業権の境界)

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上2,200メートルのところ

イ 基点2から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上1,800メートルのところ

#### 別記5

#### 操業区域

天草市有明町大浦恵比須鼻から、上天草市大矢野町湯島(以下、「湯島」という。)東端を見通した線以西の天草有明海。ただし、天共第5号共同漁業権漁場内及び次の基点1、ア、イ、ウ、基点3を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第6号共同漁業権漁場内御領地先)以外の共同漁業権漁場を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第118号(天草市佐伊津町と天草市五和町(以下、「五和町」という。)との旧海岸線における境界)

基点 2 熊本県漁場基点天第 121 号(五和町長崎鼻東端)

基点3 熊本県漁場基点天第124号(五和町鬼池港防波堤灯台)

ア 基点1と上天草市松島町高杢島山頂を見通した線から、基点1を基点として右へ358度55分、2,700メートルのところ

イ 基点2と湯島山頂を見通した線から、基点2を基点として右へ15度、1,800メートルのところ

ウ 基点3と湯島山頂を見通した線から、基点3を基点として右へ6度10分、1,800メートルのところ

## 別記6

## 操業区域

天草市有明町(以下、「有明町」という。)大浦恵比須鼻から、上天草市大矢野町湯島東端を見通した線以西の天草有明海。 ただし、次のア、イ、ウ、基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第5号共同漁業権漁場内 佐伊津地先)及びウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びウで囲まれた区域以外の共同漁業権漁場を除く。

- 基点1 熊本県漁場基点天第118号(天草市五和町(以下、「五和町」という。)御領と同市佐伊津町との旧海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点天第111号(天草市志柿町と有明町大島子との境界)
- 基点3 熊本県漁場基点天第121号(五和町長崎鼻東端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第124号(五和町鬼池港防波堤灯台)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 128 号(五和町五通岩灯台)
- ア 天草市本渡町広瀬と同市佐伊津町との海岸線における境界
- イ 基点2から天草市五和町亀島(以下、「亀島」という。)北東端を見通した線上、基点2から3,300メートルのところ
- ウ 基点1から上天草市松島町高本島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ358度55分、2,700メートルのところ
- エ 基点3と湯島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ15度、1,800メートルのところ
- オ 基点4と湯島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ6度10分、1,800メートルのところ
- カ 基点4から長崎県南島原市上平崎を見通した線と天草郡苓北町富岡尾越北端から五和町通詞島北端を見通した線とが交わるところ
- キ 基点5と通詞島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ180度、500メートルのところ
- ク 長崎県愛宕山(以下、「愛宕山」という。)山頂から亀島北東端を見通した線が、カからキを見通した線と交わるところ
- ケ 愛宕山山頂から亀島北東端を見通した線の延長が、基点1からウを見通した線と交わるところ

## 別記7

## 操業区域

天共第6号共同漁業権漁場内

ただし、基点1、イ、ウとエ、基点2を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号 (天草市佐伊津町と同市五和町 (以下、「五和町」という。) との旧海岸線における境界) 基点 2 熊本県漁場基点天第 121 号 (五和町長崎鼻東端)

- ア 基点1と上天草市松島町高杢島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ358度55分・2,700メートルのところ
- イ 長崎県愛宕山山頂からウを見通した線の延長が、基点1からアを見通した線と交わるところ
- ウ 五和町亀島(以下、「亀島」という。) 北東端
- 工 亀島東端

#### 別記8

#### 操業区域

次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 天草市五和町(以下、「五和町」という。) 引坂北端から同町通詞島南端を見通した線と天草郡苓北町(以下、「苓北町」という。) 柱岳山頂から同町上津深江野々木河内を見通した線との交点

- イ 苓北町上津深江野々木河内からアを見通した線と上天草市大矢野町野釜島山頂から長崎県南島原市瀬詰崎(早崎鼻)を見通した線との交点
- ウ 長崎県南島原市瀬詰崎(早崎鼻)からイを見通した線と苓北町円通寺山から同町巴崎東端を見通した線との交点
- エ ウから苓北町巴崎東端を見通した線と五和町通詞島南端からアを見通した線との交点